

松山市庚申庵史跡庭園

(庚申庵, 庭園, 管理棟)

施設の現状

3

施設の現状

1 市民の平等な利用の確保

施設名	現状の水準
松山市庚申庵 史跡庭園 (入園無料)	<p>【文化財等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代の俳人、栗田禱堂（1749～1814）が、寛政12（1800）年に造った草庵 ・古老が古庚申と呼んでいた地に、庚申の年に建てたので、庚申庵と名付けられたといわれている。 ・昭和24年9月17日に、愛媛県の史跡に指定された。 ・公有化に伴い平成12（2000）年から復元に取り掛かり、平成15年5月3日に「松山市庚申庵史跡庭園」として開園した。 ・例年4月頃に咲くフジの花が見事 <p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用制限はない。 ・市内外，県外を問わず来園者がある。 ・土日の利用者が多く，時間帯では午前中の来園者が多く，午後の直後や夕方は少ない傾向。また，春秋の気候が良い時期に来園者が増加する。 ・4月から5月にかけてのサクラ，フジの見頃に来園者が特に集中する。 <p>【利用方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園は無料。ただし，貸切使用は，1時間510円の使用料が必要 <p>【供用時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園は午前10時，閉園は午後6時（季節による変動あり）

2 利用促進（収益性の向上）

※松山市庚申庵史跡庭園の使用料の改正や安易な営業時間の延長（イベント実施等による場合を除く。）などによる利用促進（収益性の向上）についての提案は考慮しません。 現行の松山市庚申庵史跡庭園条例（以下「条例」という。），松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則（以下「規則」という。）等に規定されている範囲内で，利用促進（収益性の向上）を図ってください。

(1) 利用状況等

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項「施設利用実績」参照 ・年間に来園者数の6割以上が4～5月に集中 ・有料での使用は，主に句会や結婚式の前撮り 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響で減少した来園者数の回復 ・まちなかの日本庭園といった施設の特性を活かした取組による来園者数の増加 ・サクラ，フジの開花期以外の時期の来園者を増加させるための方策 ・使用料収入を増加させる取組は必要だが，来園者の妨げにならないよう留意する必要がある。

(2) 周知・広報等

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・「広報まつやま」を活用したイベント等の周知・参加者募集 ・指定管理者が独自に作成したホームページ、SNS 等による施設紹介や利用・料金案内、魅力発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙幅の都合上、広報紙に掲載できる情報は限られる。 ・より見やすく興味を引くようなホームページ運営 ・SNS 等の特性を活かしたタイムリーな情報発信 ・施設の魅力発信による来園者数の増加

3 サービス水準の維持・向上

※松山市庚申庵史跡庭園の大規模改修等によるサービス水準の維持・向上についての提案は考慮しません。

(1) 使用許可及び使用料の徴収等

① 使用許可

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可は指定管理者の権限で行う。 ・条例第5条各号に該当する場合は不許可 ・条例第6条第1項各号に該当する場合は、使用許可の取消し等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請書の提出が使用の直前となっていることが多く、使用許可書の発行や使用料の徴収に支障がないよう注意が必要

② 使用料及び物品売払代金の徴収等

i 使用料

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可の際に使用料を徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請書の提出が使用の直前となっていることが多く、受付、使用許可書の発行、使用料の徴収の一連の事務を短時間で処理する必要があるため、徴収ミスがないよう注意が必要 ・インボイス制度への対応

ii 物品売払代金

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の活性化事業に伴い販売する物品の売払代金を購入者から徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策のため、物品（お茶、おにぎり、湯豆腐）の販売を中止 ・釣銭切れに注意

iii 使用料及び物品売払代金の市への納付

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収した使用料及び物品売払代金を業務日報等に記載 ・ 所定の払込書を添えて、翌日（金融機関が休業の場合は翌営業日）までに松山市指定金融機関に払込み ・ 徴収した使用料及び物品売払代金は、払込みまでは適切に保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常駐職員が少ないため、金融機関に払込みに行くタイミングに注意が必要 ・ 払込みが遅れる事例があったため、確実に払込みを行う必要がある。 ・ 払込み後の報告忘れに注意が必要

③ 使用料の減免等

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の減免及び還付は松山市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限で行う。 ・ 規則第6条各号又は第8条各号に該当する場合は、委員会と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免及び還付には委員会での決裁等が必要となるため、申請書を早めに提出してもらう必要がある。

(2) 施設の運営

① 開園及び閉園

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開園時間までに開錠等を行い、入園可能な状態とする。 ・ 閉園時間までに施設内を確認し、施錠等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入園無料で自由に入れるため、閉園時には人が残っていないかよく確認する必要がある。

② 案内及び誘導

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 来園者が円滑に施設を利用できるよう施設を案内・誘導 ・ 視察、校外学習等にも対応 ・ 庭園の植物等について説明 ・ フジの開花期の繁忙期は、ボランティア等に協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場がないため、民間駐車場や公共交通機関の利用を促す必要がある。 ・ 新型コロナウイルス対策のため、園内の案内を中止していたが、再開後は流行状況や来園者の要望等に合わせた柔軟な対応が必要 ・ 庵の前は飛び石になっており、車椅子の利用者は移動できる範囲が限られる。 ・ フジの開花期の繁忙期は、丁寧な案内が困難。また、園内の整理など案内方法に工夫が必要

③ 防犯・安全（事故防止）対策

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・開園時間内は職員による声掛け、目視 ・休園日や閉園時間は機械警備 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟や庭園の一部で整理・整頓や片付けができていないことがあり、防犯・安全に支障がないよう注意する必要がある。 ・フジの開花期の繁忙期は、目が行き届きにくい。

④ 釣銭等の準備

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の支払いのための釣銭を準備 ・施設の活性化事業に伴う物品販売があるときは、釣銭を多めに準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・釣銭切れに注意

⑤ 帳簿整理等

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・使用料収納簿，収入日計表，現金出納簿等の帳簿類を整備・保管 ・備品台帳は松山市所定の様式による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査やモニタリングの際に支障なく対応できるよう，業務日誌や月別事業報告書等と併せて適切に作成・保管する必要がある。

⑥ 秩序維持

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・条例第9条各号に該当する場合は，入園拒否又は退園命令を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題なし

⑦ 施設の巡回及び不法行為等への対応

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・日々の点検により危険箇所，破損箇所等がないか確認 ・園内外に不法・不当行為や放置自転車等がないか確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険や破損の程度により，修繕が必要 ・外周部での不法行為や放置自転車等にも注意 ・フジの開花期の繁忙期は，目が行き届きにくい。また，庵の鍵や戸，植栽に悪意なく触れて破損させることもあるので注意喚起が必要 ・近隣のマンション等の駐車場に停めないよう注意が必要

⑧ 施設内事故対応

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等には迅速に対処し，委員会に報告 ・ 事故等に備え，保険に加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの影響等による来園者数の大幅な減少により，特約の要件を満たせなくなった場合は，イベントごとに保険を掛ける等の対応が必要

⑨ 災害対策

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災責任者を定め，非常事態に緊急対応ができる体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問題なし

⑩ 問合せ，苦情等の処理

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情，要望等の内容を検討し，公正かつ迅速に対応 ・ 処理経過を記録し，委員会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋の落葉期には，近隣住民から，施設外周に落ち葉が散乱しているとの苦情が寄せられることがあるため，こまめな清掃等の対応が必要 ・ 駐車場についての問合せが多い。

(3) 施設の維持管理

① 施設及び設備等の維持管理

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 来園者の利用に支障がないよう施設，設備等を日常的・定期的に点検・維持管理 ・ 小規模な施設であるため，基本的には職員が管理をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理棟の2階で講座等を行う場合があるが，階段がやや急であり通路も狭いため，棟内の整理・整頓に注意 ・ 修繕費に限りがあるため，設備等のメンテナンスに努め，機能を長く維持させる必要がある。

② 施設及び設備の修繕等

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不具合が生じたときは，委員会に報告し，小規模なものは速やかに修繕又は工事を行う。 ・ 庵の修繕は委員会と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化による修繕箇所が増加 ・ 繁忙期の後は修繕が必要な箇所がないか要点検 ・ 愛媛県指定史跡であり，指定範囲の修繕は，委員会と要協議

③ 備品等の維持管理

i 備品

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・委員会から貸与された備品を管理し、破損、不具合等があるときは報告するとともに、必要に応じて修繕等を行う。 ・指定管理料で購入した備品は市への寄附処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特にイベントの前後は、所在が分からなくなりやすいので、配置場所等を把握しておく必要がある。 ・備品購入後の寄附手続が遅れないように注意

ii 消耗品

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な消耗品を在庫管理し、不足があれば購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・来園者が使用する衛生用品等を切らさないように注意

④ 施設の清掃

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内・外周の清掃は職員が行う。 ・ごみ収集は委託 ・落花・落葉期には、こまめな清掃が必要 ・来園者の妨げにならないよう注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・サクラやフジの落花期、秋の落葉期には作業量が増大する。 ・周辺が住宅街であり、秋の落葉期には特に注意が必要 ・管理棟内の清掃が後回しになる。

⑤ 植栽管理

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な散水、除草、剪定等は職員が行う。 ・高木剪定、消毒等は委託 ・病気や害虫の兆候がないか日頃から確認 ・ノダフジ、シロフジの樹勢回復は委員会が直接委託 ・栗田禱堂が理想とした自然な風情の庭園を管理の基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フジは施設の見所であり、特に注意して観察 ・剪定等は、作業に適した時期に行う必要がある。 ・史跡指定範囲については、作業内容により現状変更許可が必要なことがある。 ・薬剤散布時は、事前に周辺の住宅等に周知 ・周辺の住宅等に枝等が侵入しないように注意 ・自然な風情を残しつつ必要な管理を行うバランス感覚が必要

(4) 施設の活性化

① 必須事業（指定管理業務）

i 施設活性化の催し

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none">・春と秋にイベント等を実施・駐車場はないが、市中心部に位置し、公共交通機関のアクセスは良い。	<ul style="list-style-type: none">・イベントは屋外で行うため、雨宿りする場所が少なく天候に左右される。・春のふじまつりや秋の観月会、湯豆腐忌など、施設の特性を生かしたイベントによる来園者数の増加・イベント時は貸切利用ができないので調整が必要・周辺が住宅街であるため、大きな音が続くようなイベントは不可・新型コロナウイルス等の感染状況に注意

ii 地域文化振興及び社会教育に関する講座等

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none">・文化講座を実施（年6回程度）・庚申庵、愚陀仏庵、一草庵を巡る三庵めぐりを実施（年1回程度）	<ul style="list-style-type: none">・講座の参加人数が多い場合は、別途会場を手配する必要がある。・愚陀仏庵は現存しないため、跡地を案内・新型コロナウイルス等の感染状況に注意

iii 情報発信事業

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none">・ホームページのほか、ブログ、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブで情報発信	<ul style="list-style-type: none">・情報の更新頻度にばらつきがある。・SNSの特性を活かした即時性のある情報発信が必要・セキュリティ対策の重要性が高まっている。

② 自主事業

現状の水準	ポイント
<ul style="list-style-type: none">・煎茶教室、連句教室、樗堂作品の輪読会、ボランティア養成講座、年末のすす払い等のほか、書籍や物品の販売を実施	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルスの影響により、実施できていない事業がある。・どのような自主事業をするかは指定管理者次第